

うるま市障がい福祉相談支援記録システム導入・運用業務
契約書（案）

令和6年●月

うるま市

うるま市障がい福祉相談支援記録システム導入・運用業務

契約書

うるま市（以下、「甲」という。）と_____（以下、「乙」という。）は、乙が甲に対して提供するうるま市障がい福祉相談支援記録システムの導入・運用に関して、次の契約要綱及び契約条項のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

「契約要綱」

1. サービス名
うるま市障がい福祉相談支援記録システム
2. 履行場所
うるま市役所庁舎内及び委託相談支援事業所
3. 契約金額
金 _____ 円（契約金額）
（うち消費税および地方消費税額）金 _____ 円
4. 契約期間
令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 12 年 3 月 31 日まで
5. 支払条件
支払方法 サービス利用の月末締め翌月末支払
6. 契約保証金
7. 特記事項
本契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3（又はうるま市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例）の規定による長期継続契約であるため、翌年度以降、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

本契約の証として、本契約書 2 通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 ● 月 ● 日

甲：うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号
うるま市長 中村 正人

乙：

「契約条項」

第1章 総 則

第1条 (契約の目的)

- 1 本契約は、本サービスの利用に関し、甲及び乙の合意が必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 甲は、乙が提供する本サービスを利用し、乙に対し本サービスの対価としてサービス料を支払うものとする。

第2条 (用語の定義)

- 1 本契約において使用される用語の定義はそれぞれ次の各号に規定するとおりとする。
 - (1) 本サービス
本サービスとは、「契約要綱」の「サービス名」欄記載のサービスをいう。
 - (2) 仕様書
本サービスに係るサービス内容の取り決めを定めたもので、「うるま市障がい福祉相談支援記録システム導入仕様書」をいう。
 - (3) 成果物
本契約に基づいて乙から甲に引き渡されるもので、仕様書に規定する。
 - (4) 利用者
甲の職員及び、甲の委託を受けた者で本サービスを利用するために所定の登録がなされたものとする。

第2章 契約期間

第3条 (契約期間)

- 1 契約期間は、「契約要綱」の「契約期間」欄に記載の期間とする。

第3章 サービスの総論

第4条 (サービスの内容)

- 1 本契約で提供するサービスは、仕様書に記載のとおりとする。
- 2 本契約履行の場所は、「契約要綱」の「履行場所」欄に記載する場所とする。
- 3 甲は、以下の事項を承諾の上、本サービスを利用するものとする。
 - (1) 第4 1条第1項各号に掲げる場合を含め、本サービスに乙に起因しない不具合が生じる場合があること。
 - (2) 乙に起因しない本サービスの不具合については、乙は一切の責任を免れること。
 - (3) 本サービスは、専用の通信回線を経由して甲へ提供されるサービスであり、甲所有の設備

の性能又は乙所有の設備の利用状況等により本サービスの品質が変化しうるものであること。

4 本サービスの内容は本契約で定めるものとし、以下の事項その他のサービスに関わる事項は、本契約において明示的に記載されている場合を除き、甲へ提供されないものとする。

- (1) 甲設備及び本サービス用設備の接続サービスに関する問い合わせ対応及び障害対応。
- (2) 甲設備のソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ対応及び障害対応。
- (3) 記録媒体、用紙その他の消耗品の供給。

第5条 (仕様書の変更)

- 1 甲は、事前に乙に通知することにより、仕様書を変更することができる。ただし、甲が通知する際には、甲は仕様の変更に対応することが可能な一定の予告期間をもって乙へ通知しなければならない。この場合には、甲の利用条件その他契約書の内容については、当該予告期間の満了をもって変更後の仕様書を適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、仕様書の内容に係る変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、別途、書面に基づく合意によってのみ行うことができる。

第6条 (契約内容の変更)

- 1 第3条記載の利用期間内に、情報関連技術のめざましい進歩又は予期することのできない特別の事由の発生により、契約内容が著しく不相当であると認められるときは、甲、乙は、必要に応じて実情を調査し、甲乙協議の上合意に至ったときは、契約内容及び契約金額を変更することができる。

第7条 (善管注意義務等)

- 1 乙は、本サービスの提供期間中、本契約に従い、善良なる管理者の注意義務をもって甲に対して本サービスを提供する。
- 2 乙は、本サービスの提供にあたり、役務の提供その他第三者との関与がある場合、甲乙協議の上、甲に対して、乙と当該第三者の関係、乙の本サービスの提供に関する体制その他の資料を提供する。

第8条 (緊急及び事故発生時の措置)

- 1 乙は、緊急時対応計画書を作成しなければならない。
- 2 乙は、本サービス提供に伴い、緊急に甲から指示を受けるべき事態が発生した場合、又は何らかの事故が発生した場合は緊急時対応計画書に基づき直ちに甲に報告し、その指示を受け、その対策を講じなければならない。また、甲からの指示を受けることができず適宜の応急措置をとったときは、事後直ちに甲に報告しなければならない。

第9条 (権利及び義務の譲渡)

- 1 甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約により発生する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

第4章 サービス料

第10条 (サービス料及び支払条件)

- 1 本件業務のサービス料は、「契約要綱」の「契約金額」欄に記載された金額のとおりとする。
- 2 サービス料は月額払とし、毎月の支払いは、別紙1「支払明細表」のとおりとする。
- 3 甲は、導入・運用費用を「契約要綱」の「支払条件」欄記載の支払条件に従って、乙の請求書に基づき支払う。
- 4 契約期間において、第31条に定める本サービスの提供停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、甲は、契約期間中のサービス料の支払いを要するものとし、乙は本サービスを利用できない状態となった日数に対応する額の日割計算は行わない。ただし、本サービスの停止が長期間（おおむね1月以上）にわたり継続されることが想定される場合においては、甲乙協議の上検討を行う。

第11条 (消費税及び地方消費税額)

- 1 「契約要綱」に記載された消費税額は、本契約の締結時に適用されている税率に基づき算定されたものであり、税率の改定その他の事由により消費税額の算定方法に変更が生じた場合には当該消費税額は変更される。

第12条 (支払遅延損害金)

- 1 甲の責めに帰する理由により、サービス料の支払いが遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第8条第1項に定める割合に基づき計算した額を遅延利息として、甲に対して請求することができる。

第5章 サービスの遂行体制

第13条 (乙の従事者に対する責任)

- 1 乙は、本サービスの提供に係る作業に従事する乙の従事者（以下「乙の従事者」という）の使用人として、本契約の遵守及び法律上のすべての責任を負う。
- 2 乙は、作業中に発生した乙の従事者の業務上の災害に対する補償について一切の責任を負う。
- 3 乙は、本契約に係る作業の遂行にあたり、事業主としての財務上、法律上のすべての責任を負う。

第14条 (連絡体制等の確保)

- 1 甲及び乙は、本サービスの提供及び利用にあたり、主任担当者を定めるものとし、連絡、確認等は原則として主任担当者を通じて行う。
- 2 主任担当者の変更があった場合には、直ちに相手方に通知する。

第15条 (第三者委託)

- 1 乙は、原則として、本サービスの提供に係る作業の全部又は一部を第三者に委託することはでき

ない。ただし、本サービスの提供のため合理的に必要な範囲内で、甲の事前の書面による承諾を得ることを条件に委託を行うことができることとし、この場合は委託先の住所・氏名及び委託の範囲を甲に対し書面で連絡するものとする。

- 2 前項の場合、乙は、委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるために委託契約を締結すると共に、甲に対して責任を負担することを条件として、前項の目的の範囲内でこれを必要とする者に限定して第23条に規定する秘密情報、第24条に規定する個人情報及び第25条に規定する特定個人情報を委託先に開示し、これを利用させることができる。

第16条（調査等）

- 1 甲は、必要がある場合には、乙に対して本サービスの提供に係る作業の処理状況について、調査し、又は報告を求めることができ、乙はこれに応じる。

第17条（甲による監査）

- 1 甲は、第21条第1項に基づき貸与・開示した資料及び情報、第23条に規定する秘密情報、第24条に規定する個人情報及び第25条に規定する特定個人情報の管理及び保管状況等に対して、定期的又は随時監査を行うことができ、乙はこれに協力し必要な情報を提供する。ただし、監査費用は甲の負担とし、監査の対象事項及び方法の詳細については甲乙協議の上決定する。

第6章 サービスの提供

第18条（本サービスの利用方法）

- 1 甲は、利用者に対してのみ本サービスを利用させることができ、甲の責任において利用者本契約の各条項を遵守させる。
- 2 甲は、利用者に変更が生じた場合には、乙に対して速やかに所定の方法により通知する。
- 3 乙は、甲が本サービスを利用するために、甲に対しアカウント情報（ユーザID及びパスワードその他本サービスを利用するために必要な情報をいうものとし、以下「アカウント情報」という。）を提供する。
- 4 甲は、アカウント情報を第三者に対して開示、貸与、共有してはならず、パスワードの適宜変更その他の方法でアカウント情報を第三者に漏えいすることのないよう厳重に管理し、適切に使用しなければならない。アカウント情報の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により甲又は甲以外の第三者が損害を被った場合、乙は一切の責任を負わない
- 5 第三者が甲のアカウント情報を用いて本サービスを利用した場合、当該行為は甲の行為とみなされ、甲は当該利用料の支払その他一切の債務を負担する。また、当該行為により乙が損害を被った場合、甲は当該損害を賠償する。ただし、乙の責に帰すべき事由により甲のアカウント情報が第三者に利用された場合はこの限りではない。

第19条（本サービス用設備の障害）

- 1 乙は、本サービス用設備に障害があることを知ったときは、甲に対し、速やかにその旨を連絡す

る。

- 2 乙は、本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧する。
- 3 乙は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する通信回線について障害があることを知ったときは、ただちに当該通信回線を提供する事業者に修理又は復旧を指示する。
- 4 前各項のほか、本サービスに不具合が発生したときは、甲及び乙はそれぞれ速やかに相手方に連絡し、両者協議の上、各自の行う対応措置を決定し、それを実施する。

第20条（施設への立ち入り）

- 1 乙は、甲の事前の了解及び指示に従って、本サービスを提供するために必要な範囲においてシステム設置場所に立ち入ることができる。システム設置場所に立ち入る場合は、常に身分証を携帯するとともに、当該施設を管理する甲の職員の指示に従わなければならない。

第21条（資料提供）

- 1 乙は、本サービスを提供するにあたり、甲が所有する仕様書、図面、資料及び情報が必要な場合には、甲に対しこれらの資料及び情報の貸与又は開示を求めることができるものとし、甲はこれらに無償で応じる。
- 2 乙は、甲からの貸与又は開示を受けた資料・情報（以下、「開示情報等」という）の正確性・有用性等について確認、検証の義務を負担しない。
- 3 甲は、開示情報等を乙に対し貸与又は開示するに当たって、乙がこれらの情報等を本サービス提供の目的の範囲内で使用することにつき許諾する正当な権限を有していることを保証する。

第22条（資料等の管理）

- 1 乙は、本サービスの提供過程で甲から提供された開示情報等を善良なる管理者の注意をもって管理・保管する。
- 2 甲は、開示情報等の管理状況を確認する必要がある場合には、それらに関する説明を乙に求め又は甲の指定するものを派遣し、開示情報等の管理状況を調査するとともに関係書類を閲覧及び謄写ことができ、乙はこれに協力する。
- 3 乙は、開示情報等のうち原本として開示されたものについては、その必要がなくなった時点で遅滞なく甲に返却する。複製物として開示されたものについては甲からの特段の指示がなされない場合は、乙の判断で随時破棄処分することができるものとする。開示情報が電子文書又は電磁的記録の場合の返却及び破棄処分の方法に関しては甲乙協議の上決定する。

第7章 情報セキュリティの確保

第23条（秘密情報の取扱い）

- 1 甲及び乙は、本契約における「秘密情報」を、本契約に基づき相手方から開示を受ける技術上・行政上等の情報であって、次の各号に該当するものと定義する。
 - (1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として開

示される情報。

(2) 秘密である旨を告知した上で、口頭により開示される情報であって、開示後7日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示されたもの。

- 2 甲及び乙は、互いに秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、相手方の事前の書面による同意を得た場合、又は法令により開示を求められた場合を除き、他の第三者に開示、公表及び配布をしてはならない。
- 3 甲及び乙は、秘密情報を開示された目的にのみ使用する。
- 4 甲又は乙は、相手方の事前の承諾を得ることなく、秘密情報を格納した媒体の全部又は一部を複製してはならない。なお、複製された媒体についても秘密情報とみなす。
- 5 甲又は乙は、秘密情報が第三者に不当に開示若しくは漏えいされた事実を知った場合に直ちに通知する。
- 6 甲及び乙は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、秘密情報として扱わないことを確認する。
 - (1) 開示時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報。
 - (2) 開示後、甲及び乙の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報。
 - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報。
 - (4) 秘密情報を利用することなく独自に開発した情報。
 - (5) 秘密保持義務を課すことなく第三者に開示した情報。
- 7 本条の義務は、本契約の解除の有無に関わらず、秘密情報を受領した日から5年間存続する。
- 8 甲及び乙は、本契約が終了したとき、相手方の求めがあったとき、又は本契約遂行のために必要がなくなった場合には、相手方の指示に応じ、第1項の秘密情報を記録した媒体及びその複製物を返還又は破棄する。開示が電子文書又は電磁的記録による場合の取扱い及び破棄処分の方法に関しては甲乙協議の上決定する。

第24条 (個人情報の取扱い)

- 1 乙は、本契約に基づき知り得た甲の保有する個人情報(「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に規定する情報をいうものとし、以下「個人情報」という。)を、以下に定める項により収集、管理、利用又は処分等をしなればならず、みだりに他に開示、公表又は配布してはならない。ただし、法令に基づき開示が要求された場合についてはこの限りではない。
- 2 乙は、本契約を遂行するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 3 乙は、個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、漏えい、滅失、改ざん及び毀損防止のための合理的に必要な方策を講じなければならない。
- 4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本契約を遂行するにおいて知り得た個人情報を、契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 5 乙は、甲の承諾があるときを除き、本契約に基づき甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 6 乙は、従事者に対して、在職中及び退職後においても本契約に基づき知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

- 7 乙は、本契約が終了したとき、又は甲の求めがあったとき甲の指示に応じ、個人情報を記録した媒体及びその複製物を返還又は破棄しなければならない。開示が電子文書又は電磁的記録による場合の返却及び破棄処分の方法に関しては甲乙協議の上決定する。
- 8 乙は、前各項に規定するほか、個人情報の取扱い及び管理について、甲の個人情報保護条例を始めとする個人情報保護に関する法令の趣旨に従う。

第25条（特定個人情報の取扱い）

- 1 甲及び乙は、本契約に基づく取引に関連して、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」という。）を遵守し、特定個人情報を適正に取り扱うものとする。
- 2 本契約において、特定個人情報とは、番号法第2条第8項の「特定個人情報」をいい、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 3 乙は、番号法に基づき委託業務を処理するにあたり、第11項により第三者に委託業務の全部又は一部を再委託する場合を除き、特定個人情報を第三者に提供、開示、漏えい等してはならない。
- 4 乙は、特定個人情報を本契約に定める業務の目的以外には利用してはならない。
- 5 乙は甲に対し、本契約に基づく取引に関し、特定個人情報を取り扱う場合は、その従事者及び責任者の名簿を提出する。乙の責任者は、本契約に基づく取引に関し、特定個人情報を取り扱う場合は、従事者を届出した従業員に限定し、それ以外の従業員に特定個人情報を取り扱わせない。特定個人情報の閲覧及び更新は、甲の指定する場所又は乙が管理するハイセキュリティルーム（以下、「ハイセキュリティルーム」という。）内で行うものとし、静脈認証等による入室管理をもって従事者を限定する。
- 6 乙は、特定個人情報の重要性についての知識を深めるとともに、乙の従事者に対し、特定個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育をしなければならない。
- 7 乙は特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防ぐために、甲が定めた情報セキュリティポリシー等における安全管理措置を講ずる。
- 8 乙は、特定個人情報を甲の指定する場所又はハイセキュリティルームから持ち出してはならない。
- 9 乙及びその役員・従業員が、本条に違反して、特定個人情報を本契約に定める業務目的外に利用した場合又は第三者に提供・開示・漏えい等した場合には、乙は直ちに甲に報告しなければならない。この場合、乙は速やかに必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとし、甲に対し調査結果及び再発防止策の内容を報告する。
- 10 特定個人情報の漏えい等に関し、第三者から訴訟上又は訴訟外において、甲に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、乙は当該申立の調査解決等につき甲に合理的な範囲で協力するものとする。
- 11 再委託に関しては原則禁止とする。ただし、乙は、乙自らがはたすべき安全管理措置と同様の措置が講じられる再委託に限定して、事前の書面による申請により、甲から承認を得た場合は、委託業務の全部又は一部を再委託することができる。乙は再委託先との間で、本条と同等の内容の契約を締結しなければならない。
- 12 乙は、特定個人情報を廃棄する場合は、復元不可能な手段を採用する。

- 1 3 乙は、特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存すると共に、甲に対して削除又は廃棄したことに関する証明書を交付する。
- 1 4 乙は、本契約が終了したとき、情報が不要となったとき又は甲からの要請があったときは、特定個人情報の返却又は消去等の必要な措置を講じる。
- 1 5 乙は、保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップデータを完全に廃棄する。
- 1 6 乙は、甲が要求した場合は、年1回（特に必要がある場合はそれ以上）、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告し、甲は乙の遵守状況について確認を行う。甲及び乙は、確認の結果を踏まえ、特定個人情報の安全管理体制の改善の可否を協議し、改善が必要と判断した場合は、双方協議のうえ対応する。
- 1 7 甲又は甲の指定した者は、本契約に基づく取引に関し、乙の特定個人情報の機密性維持に関する調査のため、乙に事前に通知し、乙の承諾を得た上で乙の施設へ立ち入り、監査・検査を実施することができる。乙は、監査・検査に協力しなければならない。

第8章 知的財産権の帰属

第26条（著作権の帰属）

- 1 本サービス提供における成果物の著作権の取扱いについて、当該成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という）に該当する場合には、甲と乙とで当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう）を共有する。ただし、乙が本サービスを提供するにあたり使用するもので従前から乙が所有する著作権については、乙の専属権利であるため甲に移転しない。
- 2 甲又は乙は、成果物が著作権に該当するしないにかかわらず、当該成果物の内容を第三者へ公開する場合は、その前までに甲乙協議するものとする。
- 3 乙は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう）を行使しない。

第27条（産業財産権の帰属等）

- 1 甲及び乙は、本サービスに関して、本契約締結以降に生じた特許権・実用新案権（特許・実用新案を受ける権利を含む。以下「特許権等」という。）の帰属について以下のとおり合意する。
 - (1) 甲が単独で行った発明・考案（以下「発明等」という）から生じた特許権等は甲単独に帰属する。
 - (2) 乙が単独で行った発明等から生じた特許権等は乙単独に帰属する。
 - (3) 甲及び乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲乙の共有とする。この場合、甲及び乙は、特許権の全部につき、それぞれ相手方の了承及び対価の支払いなしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を実施許諾できる。
- 2 前項に定める甲又は乙の単独に帰属する特許権等が生じ、本サービスに関して当該特許権等の実施が必要である場合には、甲乙は、本サービスに関して必要な範囲内で、相手方に無償の通常実施権を実施許諾する。
- 3 甲及び乙は、本契約に基づき開発されたアイデア、ノウハウ、コンセプト等については、それぞ

れ第23条に基づく秘密保持義務の負担及び対価の支払いをすることなく自由に使用できる。

第9章 危険負担等

第28条（自己責任の原則）

- 1 甲は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由により第三者に対して損害を与え、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合においては、自己の責任と費用をもって処理、解決する。甲が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とする。
- 2 本サービスを利用して甲が提供又は伝送する情報（コンテンツ）については、甲の責任で提供されるものであり、乙はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わない。
- 3 甲は、自己の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合、乙に対して当該損害を賠償する責を負う。

第29条（危険負担）

- 1 引渡し前に生じた成果物の滅失、毀損、変質その他の危険は、甲の責に帰すべき場合を除き、乙の負担とする。ただし、天災その他不可抗力による場合は、その負担について別途協議する。

第30条（第三者の権利侵害）

- 1 乙は、成果物が第三者の著作権、産業財産権その他の権利（以下「知的財産権」という。）を侵害してないことを甲に保証する。
- 2 成果物が第三者の知的財産権を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じた場合、乙は、自己の責任と負担においてこれを解決する。ただし、当該侵害が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。
- 3 本条の義務は、本契約が終了した後も相当期間継続する。

第10章 契約解除等

第31条（本サービスの一時的な提供停止）

- 1 乙は、仕様書に定める内容にかかわらず、次の各号の場合には本サービスの提供の全部又は一部を停止することができる。

(1) 戦争、テロ行為、騒乱、暴動、致死的な伝染病の流行を含む天災地変（以下「天災地変」という。）その他の不可抗力、第三者による加害行為（サイバーテロ等）によりサービスの

提供が不能となったとき。

(2) データセンターの保守・工事その他のやむを得ない事由があるとき。

(3) 通信回線の役務を提供する電気通信事業者（乙を除く）が、当該回線に係る電気通信業務を停止したとき。

- 2 前項の場合、乙は、その事由の発生後直ちに本サービスが停止される時期及びその期間を甲に対して通知する。

第32条（甲の責に帰する本サービスの一時的な提供停止）

- 1 乙は、甲につき次の各号の事由が生じたときは、本サービスの提供を停止できる。

(1) 甲がサービス料の支払いを遅滞したとき。

(2) 甲が本契約の各条項に違背したとき。

(3) 前二号のほか、甲の責に帰すべき事由により乙の業務に著しい支障をきたし、又はそのおそれがあるとき。

- 2 前項の場合、乙は、甲に対して、事前にサービスの提供を停止する日、その期間及び停止する理由を通知する。ただし、緊急やむを得ない事由による場合は事後の通知をもって足りる。

第33条（甲の契約解除権）

- 1 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に期間を定めて是正するよう勧告し、乙が定められた期間内に是正しない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 本契約書及び本仕様書に違反し、当該違反行為の是正を行わなかったとき。

(2) 甲の検査若しくは監督に際し、甲の職員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、乙への事前の通知若しくは何らの催告を要しないで契約の全部若しくは一部を解除できる。

(1) 仮差押、差押、仮処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたことにより、本契約の遂行に支障があると認められる場合。

(2) 民事再生申立、会社更生申立、破産申立がなされたとき。

(3) 自ら出した若しくは引受けた手形又は小切手に不渡りが発生したとき。

(4) 乙の責に帰する理由により、履行期限内に本契約完了の見込みがないと認めたとき。

(5) 合併、株主の大幅な変更、重要な会社資産の譲渡、本契約に関連する事業部分の終止又は重大な変更その他これらに類する事由が発生し、本契約の遂行に重大な影響があると甲が認めたとき。

(6) 本契約の遂行に重大な影響を及ぼす事由の発生があったとき。

(7) 本契約を継続しがたい重大な事由が発生し、乙に本契約について不履行の恐れがあると甲が認めたとき、又は甲乙間の信頼関係を維持しがたい事由が発生したとき。

(8) 本契約を遂行するにあたって乙に背信行為又はこれに匹敵する重大な過失があったとき。

- 3 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。）が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的

- 組織」という。)であるとき。
- (2) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)をいう。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下これらを「構成員等」という。)となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

第34条 (乙の契約解除権)

- 1 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、甲に期間を定めて是正するよう勧告し、甲が定められた期間に是正しない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 本契約書及び本仕様書に違反し、当該違反行為の是正を行わなかったとき。
 - (2) 乙の本契約書の業務の遂行にあたり、乙の担当者の業務を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- 2 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、甲への事前の通知若しくは何らの催告によらないで契約の全部若しくは一部を解除することができる。
 - (1) 申請書類等に虚偽又は過誤(軽微なものを除く)があり、乙から甲に対する是正の催告の後相当の期間が経過してもなお是正がなされない場合。
 - (2) 甲が本契約に違反し、乙から甲に対する当該違反の是正の催告の後相当の期間が経過してもなお当該違反が是正されない場合。
 - (3) 甲が支払期日をすぎてもサービス料を支払わず、乙から甲に対する支払の催告の後相当の期間が経過してもなおサービス料が支払われない場合。
 - (4) その他本契約を履行することが困難となる事由が生じた場合。
- 3 甲は前項による本契約の解除があった時点において未払のサービス料がある場合には、乙の定める期日までに乙の定める方法により支払う。また、前項による解除の場合、甲は、解除の効力の発生した日から本契約満了時までの期間に対応するサービス料相当額を、乙の定める方法により支払う。
- 4 前項の場合において、その他に乙に損害があるとき、乙は甲に対し損害賠償請求をすることができる。

第35条 (合意解除)

1. 本契約途中において、甲乙双方の責に帰することができない理由により、本契約を解除す

ることとなった場合は、検査合格済の本サービスに相当する金額のほか、乙が解除時までに必要なとした費用を甲乙協議の上、算定した金額から契約金額のうち支払済の金額を控除した額を甲が乙に支払う。

2. 第3条の「利用期間」中において、甲が本サービスの「利用期間」を変更し又は解除したことにより乙に損害を与えたときは、解除の効力の発生した日から「利用期間」満了までの期間に対応するサービス料相当額を、乙の定める方法により支払う。

第36条（契約終了後の処理）

- 1 甲又は乙は、本契約が終了した場合、次の各号に定める措置を速やかに講じる。

- (1) 本サービスの利用にあたって乙から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わるすべての資料等（当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含む。以下同じとする。）のすべてを終了後速やかに乙に返還し、甲所有の設備に格納されたソフトウェア及びそれに関わる資料等のすべてを、甲の責任で完全に消去する。

- (2) 本サービスの利用にあたって、甲所有の機器、ソフトウェア及びそれに関わるすべての資料等（資料の全部又は一部の複製物を含む。以下同じとする。）のすべてを終了後速やかに甲に返還し、乙所有の設備に記録された資料等のすべてを、乙の責任で完全に消去する。

- (3) 本サービスを経由し甲から受信したデータ（仕様書に定める方法により送信されたものに限る）の取扱いについては、甲乙間で別途協議の上決定するものとし、その後、乙の責任で完全に消去する。

第37条（損害賠償）

- 1 甲又は乙が本契約の債務不履行により相手方に損害を与えたときは、甲、乙は損害の回復について誠意を持って協議する。

- 2 甲又は乙が本契約に定める債務を履行しないことにより相手方に損害を与えたときは、乙又は甲は、本契約の解除の有無に関わらず、相手方に対し損害賠償を請求することができる。

ただし、間接損害、又は当事者の責に帰することができない事由によって生じた直接損害については、賠償責任を負わない。

- 3 前項の損害賠償額は、「契約要綱」の「契約金額」欄記載の月額サービス料の（協議後に調整）を限度とする。

第38条（契約不適合）

- 1 甲は、成果物に本契約の内容に適合しない状態があること（以下、「契約不適合」という。）が発見された場合は、速やかに乙に通知し、甲乙は当該契約不適合の原因について協議する。

- 2 協議の結果、当該契約不適合が乙の責に帰すべきものであると判断された場合には、甲は乙に対して当該契約不適合の修正を請求ことができ、乙は当該契約不適合を修正する。ただし、当該契約不適合が軽微であって、修正に過分の費用を要する場合、乙は修正責任を負わない。

- 3 前項により乙が責任を負う期間は、検収完了日から1年間に甲から請求がなされた場合に限るものとし、この場合、甲は契約金額の減額を請求することはできない。

- 4 第2項・第3項の規定によらないものについては、乙は成果物の契約不適合について責任を負わない。

第11章 運用の制限

第39条 (運用上の制限事項)

- 1 甲は、本サービスの利用に当たって、次の各号の行為をしてはならない。
- (1) 他者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為又はそのおそれのある行為。
 - (2) 他者の財産・プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為。
 - (3) 他者を差別し、若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。
 - (4) 詐欺罪等の刑事犯罪に関連する行為又はそのおそれのある行為。
 - (5) 無限連鎖講を開設し、又は加入を勧誘する行為。
 - (6) 本サービス等により利用しうる情報を改ざん又は消去する行為。
 - (7) 他者になりすまして情報システム等を利用する行為。
 - (8) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為。
 - (9) 無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は他者が嫌悪感を抱くと認められる、若しくはそのおそれのある電子メール(迷惑通信)を送信する行為。
 - (10) 他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運用に支障を与える行為、又はそのおそれのある行為。
 - (11) 法令、条例等に違反する行為若しくは公序良俗に反する行為。
 - (12) 前各号の趣旨に照らし、甲又は乙が不相当と判断した行為。

第40条 (対応措置)

- 1 乙は、甲が前条各号に該当した場合、当該行為を中止するよう甲へ要求できるものとし、甲がこれに応じない場合には、本サービスの利用を停止することができる。ただし、違法性又は有害性が高く、かつ、当該情報の流通により他者の権利侵害が現実には発生していること、その蓋然性が大きいこと等甲が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合には、事前の要求なしに一時的に利用停止の措置を講じることができる。
- 2 甲は前項の場合、乙と事前に協議した上で違法・有害な情報の全部又は一部を削除することができる。ただし、違法性又は有害性が高く、かつ、当該情報の流通により他者の権利侵害が現実には発生していること、その蓋然性が大きいこと等、甲が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合には、事前の協議なく情報の削除を行うことができる。
- 3 甲はアカウントが不正に利用されたことを把握した場合は、乙と協議の上アカウントの変更等の必要な措置を講じる。
- 4 前3項の場合、甲に損害が発生しても、乙の責に帰すべき場合を除き、乙は何らの責任も負担しない。

第41条 (免責)

- 1 乙は、以下の事由により甲に発生した損害については、乙の責に帰さない場合に限り、賠償の責

任を負わない。

- (1) 第31条及び第32条に基づく本サービスの提供停止。
- (2) 第34条第1項に基づく本契約の解除。
- (3) 第39条に甲が違反したことに起因して発生した損害。
- (4) 天災地変その他の不可抗力。
- (5) 甲所有の設備の障害及び本サービス用設備までの接続サービスの不具合、その他の接続環境の障害。
- (6) 不正アクセス、盗聴、なりすまし、サービス妨害攻撃、コンピュータウィルス、ボット等の攻撃に対する未知の脆弱性に起因して発生した損害。
- (7) 乙が定める手順、セキュリティ手段等を甲が遵守しないことに起因して発生した損害。
- (8) 電気通信事業者（乙を除く）が提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害。
- (9) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え、捜索、検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分。
- (10) 本サービスの提供に伴い甲及び乙間にて授受される物品に関し、乙の責に帰すべからざる事由により紛失等の事故が発生したことに起因する損害。
- (11) その他乙の責に帰すべからざる事由。

- 2 乙は、甲が本サービスを利用することにより甲と第三者との間で生じた紛争等について、乙の責に帰さない場合に限り、責任を負わない。

第12章 その他

第42条（協議）

- 1 甲及び乙は、本契約の各条項の解釈に疑義のある場合及び本契約に定めなき事項については、本契約が公共性の高いサービス提供を内容としている趣旨に則り互いに誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

第43条（管轄裁判所）

- 1 前条にもかかわらず本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、乙の本社所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

以上

(別紙1)

支払明細表

●令和7年度

利用月	利用料	消費税及び地方消費税	月額合計
令和7年 4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
令和8年 1月			
2月			
3月			
年間合計			

●令和8年度

利用月	利用料	消費税及び地方消費税	月額合計
令和8年 4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
令和9年 1月			
2月			
3月			
年間合計			

●令和9年度

利 用 月	利 用 料	消費税及び地方消費税	月 額 合 計
令和9年 4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
令和10年 1月			
2月			
3月			
年間合計			

●令和10年度

利 用 月	利 用 料	消費税及び地方消費税	月 額 合 計
令和10年 4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
令和11年 1月			
2月			
3月			
年間合計			

●令和11年度

利 用 月	利 用 料	消費税及び地方消費税	月 額 合 計
令和11年 4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
令和12年 1月			
2月			
3月			
年間合計			

	利 用 料	消費税及び地方消費税	5 年総額
お支払い総額			